平成２５年（フ）第７６３号
熊本県上益城郡山都町城平886番地１
債務者　原田　近雄
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７６４号
熊本県上益城郡山都町城平886番地１
債務者　原田よしえ
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1059番地９
債務者　福田　由紀（旧姓髙岡）
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０号
熊本市中央区国府１丁目４番12号　岩下アパート１号室、前住所熊本県八代郡氷川町野津4122番地６
債務者　村﨑　英子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
熊本市中央区八王寺町16番110号　コーポ八王寺102号室、前住所熊本県八代市井揚町2016番地１　２―11
債務者　塩先　幸喜
１　決定年月日時　平成26年１月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７４号
山梨県甲斐市竜王新町854番地１　スプリングハイツＡ棟203号室
債務者　市川　有輝
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
山梨県笛吹市御坂町下野原735番地17
債務者　進藤　恒子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
山梨県笛吹市石和町下平井92番地１　菊香荘11号、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町下平井92番地１　菊香荘６号
債務者　雨宮　一剛
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
山梨県甲斐市中下条1436番地１
債務者　岩下　輝明
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
兵庫県宍粟市千種町千草751番地１
債務者　小寺　　歩（旧姓平山）
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第５７号
島根県浜田市金城町下来原163―１　ピオーネ101号室、住民票上の住所滋賀県栗東市綣１丁目14番16―201号
債務者　齋藤　　隆
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２号
大分県佐伯市池船町36番22号
債務者　山本　尚記
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目６番21号　エリヴェール紫原201号
債務者　久良　俊輔
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
鹿児島県鹿児島市川上町2682番地122
債務者　中居　利弥
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
鹿児島県鹿児島市川上町2682番地122
債務者　脇　はつみ
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３号
大分県別府市大字鶴見2429番地の２
債務者　吉多　圭一
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７９号
仙台市宮城野区福田町１丁目６番38号
債務者　田中　康夫
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係